

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1.7 経営体数

法人	0経営体
個人	5経営体
認定農業者	8経営体
認定就農者	3経営体
集落営農（任意組織）	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。

(別紙)

- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・シバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害を減少していく。
- ・集落（地域）外からの新規就農希望者を受け入れて、集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図っていく。